慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	裁判員裁判における区分審理制度： 制度の概要と実務における活用の可能性について
Sub Title	Partial trial-judgment system in Saiban-in trial: overview of the system and exploration of the scope of its application in the practice
Author	大西, 直樹(Onishi, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.27- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	テーマ企画：裁判員裁判の現状と課題
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判員裁判における区分審理制度

――制度の概要と実務における活用の可能性について――

大　西　直　樹

第１　はじめに
第２　区分審理制度の概要
　１　制度導入の経緯
　２　制度の概要
第３　区分審理決定の活用を検討すべき場合について
　１　検討の前提
　２　区分審理決定の適用に関する基本的な考え方
　３　区分審理決定を検討するに当たっての考慮要素等（法71条１項）
　４　区分審理決定の活用を検討すべき場合について
第４　おわりに

第１　はじめに

平成21年５月21日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」又は「法」という。）が施行されてから２年半が経過し、その間、全国で約2600件弱[1)]の裁判員裁判が行われた。裁判員裁判は、今や特別な手続ではなく、刑事裁判実務におけるごく当たり前の日常的な一コマとなった。また、裁

1）最高裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp）に掲載された平成23年７月末時点での速報値による。

判員経験者のアンケート調査の結果を見ると、裁判員を務めたことは良い経験であったとの回答が95パーセント超を占め[2)]、裁判員裁判が、無作為抽出により選ばれた国民の大多数に好意的に受け止められていることがうかがわれる。刑事裁判における歴史的な大変革ともいうべき裁判員制度は、国民の高い出席率や真摯かつ責任感のある主体的な参加にも支えられ、まずは、順調に滑り出したとみてもよいであろう。

とはいえ、裁判員制度の運用について、何ら課題がないわけではない[3)]。裁判員制度の運用においては、①裁判員として参加する国民が審理の内容を理解し、意見を述べることができること、②合理的期間内に審理を終え、参加する国民の生活・経済面、精神面での負担をできるだけ少ないものにすること、③刑事裁判の目的である真相の解明、被告人の権利保護の要請を満たすものであることという、潜在的には相矛盾し得る３つの要素が重要となると考えられるが[4)]、現実の運用において、これらの要請がバランスよく実現されてきたのかについては、常に、批判的な観点から検証・検討し、運用の改善を図られなければならない。これまでにも、数週間あるいは１か月以上の審理期間を要する複雑・困難な事件につき、裁判員裁判が行われた例もあるが、今後、同種の事件を裁判員裁判で取り扱うべき場面は増えるものと予想され、そのような場合に、いかにして、上記３つの要請をバランスよく実現していくのかは、喫緊の課題といえよう。この点、併合事件の一部について区分して審理する決定をし、その区分された事件を審理する裁判体が部分判決をした上で、その余の事件及び併合事件全体についての審理・判決をする制度（以下、「区分審理制度」

2）前掲最高裁判所ウェブサイトの「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」参照。

3）制度そのものに係る課題については、裁判員法附則９条による同法施行後３年経過した際の検討プロセスを通じ、具体的に検討され、必要に応じて立法的な解決が目指されることになろう。主な検討の対象としては、対象犯罪の範囲や守秘義務等の点が予想されるが、これらの点は本稿の対象とするところではない。

4）河本雅也ほか・「模擬裁判の成果と課題」について・判例タイムズNo. 1287（2009. 3. 15）・８頁参照。

という。）は、複雑・困難事件等における上記課題への対処の選択肢となり得るものであり、その運用の在り方の検討の重要性は強調しすぎることはないであろう。すなわち、区分審理制度は、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、その審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担が著しく大きなものとならないようにしつつ、犯罪の証明に支障を生じ、或いは、被告人の防御に不利益を生じることなく、適正な裁判を実現することができるよう設けられたものであり、その制度趣旨からも明らかなとおり、同制度の適切な運用の実現は、ひいては、複雑・困難事件等における上記３つの要請の実現につながるものと考えられるのである。

そこで、本稿においては、区分審理制度を概観した上で、同制度の活用を検討すべき場面について、裁判員法の関連規定の内容や趣旨を踏まえつつ、主として、実務的な観点から検討を加えることとしたい。なお、区分審理制度は、これまで全国においてその運用例はあるものの、その数は未だ少なく、同制度に関する文献も多くはない[5)]。筆者自身、区分審理制度の下での裁判員裁判を自ら経験したことはなく、本稿も、いわばシミュレーションとしての検討に止まり、その内容は、今後の実務の積み重ねの中で、改めて検討・検証されるべきものである。なお、本稿において意見にわたる部分については、いずれも筆者の個人的な見解であるが、その検討に当たっては、以下に引用する文献のほか、東京地方裁判所の多和田隆史判事、千葉地方裁判所の安東章判事をはじめとする少なからぬ方のご意見、ご助言を参考にさせていただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

5）これまでに接した区分審理制度に関する文献としては、①江口和伸・「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」について・刑事法ジャーナルNo. 9（2007. 9. 1）・88頁、②長沼範良・「部分判決制度の意義と課題」・ジュリストNo. 1342（2007. 10. 1）・146頁、③安東章・「区分審理制度の運用について」・『植村立郎判事退官記念論文集―現代刑事法の諸問題』第３巻（立花書房、2011年）・367頁などが挙げられる。

第２　区分審理制度の概要

１　制度導入の経緯

平成19年５月22日、第166回国会において、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、区分審理制度が導入されることとなった[6)]。

従来の刑事裁判実務においては、同一の被告人に対して複数の事件が起訴された場合、これを併合して審理することが一般的であり、こうした事件の中には、併合された事件全体の審理に要する期間が長期に及ぶものも存在した。しかし、裁判員制度を円滑に運用するためには、幅広い層からより多くの国民の参加が可能になるようにするため、このような場合についても、裁判員の負担が著しく大きなものとならないようにするとともに、迅速かつ充実した審理を行い、適正な結論が得られるようにすることが重要である。裁判員法の立案・検討過程においても、「弁論が併合されないまま審判が行われた場合の刑の調整のための制度について、更に検討するものとする。」との指摘がなされたことなどを受け[7)]、法務省において検討が進められ、裁判員制度の運用開始に先立ち、区分審理制度の新設などを内容とする法整備を行うこととされ、法務大臣の諮問に基づく法制審議会の検討・答申[8)]、国会における審議等を経て、上記法律が成立したものである[9)]。

２　制度の概要

裁判員法は、その第５章（「区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等」）において、区分審理制度に関する事項を定めている。以下、同章の規定

6）同月30日、同年法律第60号として公布された。

7）司法制度改革推進本部事務局に設けられた裁判員制度・刑事検討会作成に係る「裁判員制度の概要について（骨格案）」・辻裕教・『司法制度改革概説６　裁判員法／刑事訴訟法』（商事法務、2005年）・307頁参照。

8）法制審議会及び刑事法（裁判員制度関係）部会の議事録等については、法務省のホームページ内において公表されている（http://www.moj.go.jp）。

が適用された場合の典型的な訴訟手続の流れを見た上で、制度の主要な点を概観することとする。

⑴　典型的な手続の流れ

区分審理制度が用いられる場合の典型的な手続の流れを、同一の被告人に対し、裁判員裁判対象事件であるＡ事件及びＢ事件が起訴された場合を例として説明すると、以下のとおりとなる。

まず、Ａ事件とＢ事件の弁論を併合した後（刑事訴訟法313条１項）、公判前整理手続を行い（法49条）、併合された事件の全体について、審理計画を策定する。

この手続において、証拠関係や審理にかかる予定期間等を踏まえ、本章の規定によって審理する必要があると認めた場合には、裁判所において、区分審理決定を行い（法71条）、審理順序等をも含めた審理計画を策定する（法73条）。

そして、同決定においてＡ事件、Ｂ事件の順で審理をすることとした場合については、まず、Ａ事件につき、その審理を担当する裁判員を選任して審理を行い、被告人の有罪・無罪につき、部分判決を言い渡す（法78条、79条）。Ａ事件を担当した裁判員は、この時点で、その任務が終了する（法84条）。

その後、Ｂ事件の審理及び併合事件の全体についての裁判をする裁判員を選任し[10]、Ｂ事件についての審理を行い、かつ、必要な範囲においてＡ事件に

9）衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、それぞれ下記内容を含む附帯決議がなされている。

⑴　衆議院法務委員会

「一　部分判決制度の実施に当たっては、裁判員の負担の軽減を図るという目的を踏まえつつ、被告人の利益が保証され、迅速に真相究明が実現し適正な結論が得られるよう、公正で的確な運用がなされるよう司法関係者に周知徹底すること。」

⑵　参議院法務委員会

「二　部分判決制度が、裁判員の負担軽減を図る一方、犯罪の証明又は被告人の防御に支障を生じさせるおそれがあることにかんがみ、その実施に当たっては、裁判員の負担をでき得る限り軽減することを考慮しつつ、個々の区分事件や全体の事件について、被告人の利益が保証され、迅速に真相究明が実現し適正な結論が得られるよう、公正で的確な運用がなされるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。」

10）なお、法第５章第２節の規定により、予め選任予定裁判員を選定することも可能である。

ついて公判手続の更新をした上（法87条）、Ａ・Ｂ事件の情状について審理をし、刑の量定も含め、併合事件全体についての判決（併合事件審判・法86条等）を言い渡す。

⑵　区分審理決定の要件等

ア　区分審理決定ができる事件の組み合わせとその審理・判決方式

裁判所は、被告人を同じくする数個の対象事件の弁論を併合した場合又は法４条１項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合事件の一部を１又は２以上の被告事件ごとに区分し、この区分した１又は２以上の被告事件ごとに、順次審理する旨の決定（区分審理決定）をすることができる（法71条１項）。

また、裁判所は、区分事件に含まれる被告事件の全部が、対象事件に該当しないとき又は訴因変更等により対象事件に該当しなくなったときには、構成裁判官のみで構成する合議体でその区分事件の審理及び裁判を行う旨の決定をすることができる（法74条）。

すなわち、区分審理決定ができる事件の組み合わせには、対象事件のみの場合（下記㈠）、対象事件と非対象事件の組み合わせ（同㈡）の２通りあり、このうち後者の場合の審理・判決方式には、全ての事件を裁判員を含む合議体で行うとの方式（同ａ）のほか、区分審理決定をした上、非対象事件たる区分事件審判を構成裁判官のみで行うとの方式（同ｂ）の２つの選択肢がある。

㈠　対象事件のみ（裁判員裁判）

事　　件	Ａ 対象事件	Ｂ 対象事件	Ｃ 対象事件
審判主体	裁判員	裁判員	裁判員

㈡　対象事件と非対象事件の組み合わせ

ａ　非対象事件を含め、すべての事件を裁判員を含む合議体で行うケース

事　　件	Ａ 対象事件	Ｂ 対象事件	Ｃ 非対象事件
審判主体	裁判員	裁判員	裁判員

ｂ　対象事件については裁判員を含む合議体で、非対象事件については裁判官のみで構成する合議体で行う場合

事　　件	A 対象事件	B 対象事件	C 非対象事件
審判主体	裁判員	裁判員	構成裁判官のみの合議体

イ　区分審理決定をするに当たっての考慮要素等

裁判所は、併合した事件を一括して審判することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるときには、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定をすることができる。ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでない（法71条１項）。

すなわち、裁判員法は、区分審理決定をするに当たっては、まずもって、①裁判員の負担に関する事情を考慮すべきものとした上、同決定に係るいわば消極的な要件として、②犯罪の証明に支障を生じるおそれの有無、③被告人の防御に不利益を生じるおそれの有無、④その他相当でないと認められる事情の有無についても考慮すべきこととしている。なお、区分審理決定又はその請求を却下する決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない（法71条２項、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下、「裁判員規則」又は「規則」という。）53条）。

⑶　区分事件審判

ア　区分事件審判における審理対象[11)]

区分事件審判においては、当該被告事件に係る①犯罪に関する事項及び②罪となるべき事実に関連する情状に関連する事実（法78条３項１号）について審理を行う。このうち前者には、公訴事実の有無に関する事実（法78条２項１号、79条）、法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実（法78条２項４号）、法律上

11）区分事件審判の審理対象については、部分判決の記載事項（法78条）から限定的に導かれ、部分判決の記載事項に当たらないいわゆる一般情状事実に関する事実はそもそも審理対象にならないという見解がある一方、法的な制約はないとする見解もある。筆者は、後者の見解に立つものであるが、紙幅の関係上、本稿ではこれ以上触れないこととする。

刑を減免し又は減免することができる理由となる事実（法78条２項５号）が含まれる。また、後者については、犯行の動機、態様及び結果に関する事実（いわゆる犯情に含まれる事実）のほか、犯行の計画性、犯行により得た利益の処分、共犯者の役割分担等の事実も含まれると解される。もっとも、個別の情状事実を区分事件審判と併合事件審判のいずれにおいて審理するのが相当であるかについては、当該事案の内容、当事者の主張・立証の内容や予定、証拠方法、罪となるべき事情との関連性の程度、量刑判断に与える影響の有無・程度等、諸般の事情を考慮して、各事件において判断されることになる。

イ　区分事件審判（区分審理における訴訟関係人の意見と部分判決）

区分事件の審理においては、証拠調べが終わった後、当該被告事件につき訴訟当事者等に意見陳述の機会が与えられ（法77条）、区分事件の審理の過程を通じて行われた訴訟活動の結果が明らかにされる。裁判所は、上記訴訟当事者等の意見陳述の結果をも踏まえ、当該被告事件につき、部分判決を言い渡す（法78条）。

当該被告事件につき犯罪の証明があったときには、部分判決で有罪の言渡しをしなければならず、その場合には、罪となるべき事実（同条２項１号）、証拠の標目（同２号）、罰条の適用、科刑上一罪の処理（同３号）、法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実に係る判断（同４号）、必要的・任意的刑の減免事由に係る判断（同５号）を示さなければならないほか、犯行の動機、態様及び結果その他罪となるべき事実に関連する情状事実[12]（同条３項１号。以下、「関連情状事実」という。）並びに没収、追徴及び被害者還付の根拠となる事実等（同２号）を示すこともできる。

12）関連情状事実にどのような情状事実が含まれるのかについては、これをいわゆる「犯情」に限定されると解する見解と、現行の少年法の17条４項の「非行事実（犯行の動機、態様及びその結果その他当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む）」との規定ぶり（傍点はいずれも筆者）の差違等を根拠により広く解する見解とがある。筆者は、後者の見解に立つものであるが、紙幅の関係上、この点についても、本稿ではこれ以上触れないこととする。

一方、当該被告事件が罪とならないとき、又は被告事件についての犯罪の証明がないときには、部分判決で無罪の言渡しをしなければならない（法79条）[13]。

なお、部分判決に対しては、控訴を申し立てることができない（法80条）。

⑷　併合事件審判

裁判所は、すべての区分事件の審判が終わった後、それ以外の事件の審理及びすべての事件の情状について審理し、併合事件の全体について、刑の量定も含めた終局の裁判をする（法86条１項）。裁判所は、併合事件の全体についての裁判をする場合においては、部分判決で示された事項については、原則として、これによるものとされ（同条２項）、これと異なる判断をすることはできない。なお、区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、合議体に新たに併合事件審判に係る職務を行う裁判員が加わった場合には、併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件の公判手続の更新をしなければならない（法87条。なお、その具体的な手続については規則60条参照。）。

第３　区分審理決定の活用を検討すべき場合について

１　検討の前提

⑴　裁判員制度の下における併合について

区分審理決定をするのが適当な事件を検討するに当たっては、その前提として、裁判員制度の下における併合についてどのように考えるかが問題となる。この点、本稿においては、①主観的併合については、各被告人の認否・主張や証拠関係が共通であり、公判でもその状況が大きく変動しないことが想定されるような場合を除き、裁判員の負担が大きいことなどに照らし、原則として、分離し、②客観的併合については、事案の真相の解明や、加重単一刑の下での適切な科刑の実現の観点等の観点から、原則として、併合して審理・判決する

13）その他、部分判決において、管轄違い、免訴、又は控訴棄却の判決を言い渡すべき場合についても規定されている。

との基本的な考え方に立って検討を進めることとする[14)]。

⑵　法の想定する区分審理決定の位置付け

また、法は、「区分審理決定は、裁判員の負担を考慮し、特に必要があると認められる場合に行われる」ものとし（傍点は筆者）例外的な運用と位置付けているものと解され、法務省刑事局長、最高裁事務総局刑事局長の国会答弁もこれに沿うものである[15)]。区分審理決定の活用を検討するに当たっては、かかる位置付けも踏まえる必要がある。

2　区分審理決定の適用に関する基本的な考え方

上記１を踏まえて検討するに、①同一被告人について複数の事件が係属している場合にはこれを併合して審理・判決することが望ましく、併合したままの審理・判決が可能な場合にまでも区分審理決定を多用することは法の予定するところではないが、②他方、裁判員の負担の観点から、一括した審理・判決ができないにしても、各事件を分離して審理・判決するよりは、区分審理を活用すれば、併合審判が可能になるというのであれば、その活用を検討してしかるべきであろう。特に、非対象事件を構成裁判官のみで区分事件審判することは、裁判員制度の趣旨に反するものではなく、裁判員の負担の軽減を図ることもできるので、非対象事件に事実の争いがあり、多数の証拠調べが必要になる場合などには、その積極的な活用を図るのが相当であろう。

なお、上記の基本的な考え方によるとしても、実際にこれを適用し、区分審理決定を活用するかを決するに当たっては、時的、地域的条件をも含め、種々

14）裁判員法施行後の実務の運用も、概ね、上記の考え方に沿ったものとなっているように思われる。もっとも、主観的併合については、上記基本的な考え方よりも広範に活用し得る旨の指摘や問題提起もなされており、現に、認否・主張の異なる複数の被告人を主観的に併合して審理を行った実務例も見られる。主観的併合の適用範囲に関しては、裁判員の負担や審理のわかりやすさといった観点を踏まえつつ、今後の実務の中で実践的な検討を重ねていく必要があろう。

15）参議院法務委員会議事録５号（平成19年４月10日）５～６頁、14頁、衆議院法務委員会議事録17号（平成19年５月18日）15頁参照。

の要素を個別・具体的に検討する必要があるので[16]、区分審理決定の活用が適当である場合が抽象的かつ一般的に定まるものではない点には留意すべきである。

また、運用実績を重ねる中で、併合審理を行う場合の審理のあり方の一層の合理化が実現されれば、その結果として、併合審理を行った場合の裁判員の負担が軽減し、区分審理の要否の判断が変わることもあり得るところであって、区分審理に係る検討をするに当たっては、その前提として、併合審理における審理の合理化に努めることがまずもって重要であることはいうまでもない。

3　区分審理決定を検討するに当たっての考慮要素等（法71条１項）

区分審理決定をするか否かを検討するに当たっては、上記１、２を踏まえつつ、上記第２の２(2)イに記載した裁判員法71条１項にある４つの考慮要素を順次検討すべきことになる（検討プロセスのイメージは図１記載のとおり。）。もっとも、以下にみるとおり、これらの考慮要素は、その因子・関連事情に相当程度共通する部分があるほか、区分審理決定をするか否かについての最終的な判断は、これら４つの要素の総合考慮に基づいて行われるべき場合もあろう。その意味で、上記検討順序は一応のものであり、必ずしも、１つ１つの考慮要素を同順序でそれぞれ切り離して個別に検討すべきであるというわけではない。

また、既に述べたとおり、併合事件の中に非対象事件が含まれる場合には、より積極的に区分審理決定の活用を検討し得ると考えられるから、上記４つの考慮要素を検討するに当たっては、併合事件の内訳・組み合わせを前提にこれを行う必要があろう[17]。

16）裁判員の負担の程度は、審理期間を同じくする同種の事件でも、気候や交通事情等の地域的条件（例えば、豪雪地帯で公共交通手段が限られている地域において、冬期に長期間の審理を行うことは裁判員にとって非常な負担となり得る。）によって、大きく異なり得る。

17）併合事件に非対象事件が含まれている場合には、例えば、裁判員の負担の程度についての判断をより柔軟に行い、裁判員にかかるであろう負担の程度が相当以上であれば、過度の負担とまではいえない場合であっても、区分審理決定の活用を積極的に検討してもよいであろう。

図１　区分審理決定をするかに係る検討プロセス（イメージ）

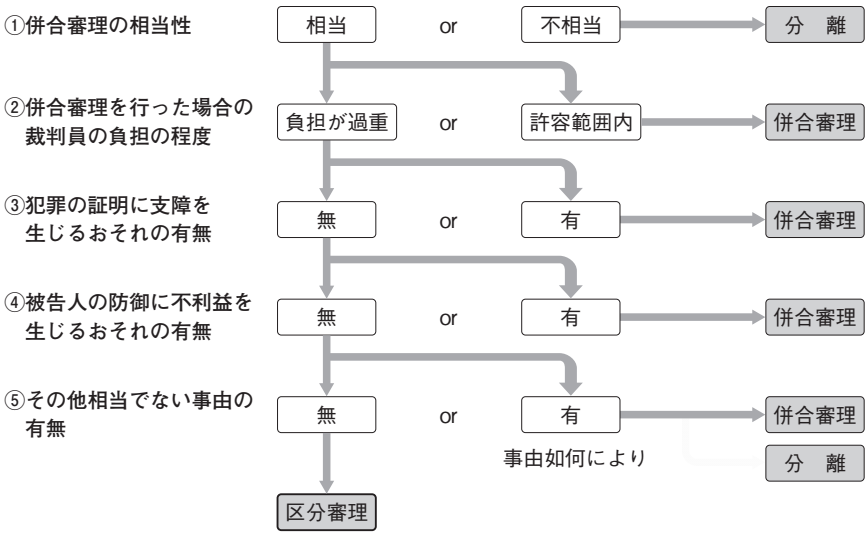

そこで、次に、上記の４つの考慮要素について、より具体的に検討する。

(1)　裁判員の負担に関する事情

裁判員の負担は、区分審理決定の判断においてまずもって検討されるべき最重要の考慮要素である。

ア　審判の期間

審判の期間は、法71条１項に明示されているとおり、裁判員の負担の程度を左右する重要な事情であり[18]、これを左右する主な因子・関連事情としては、事件数の多寡、事案の内容、被告人の応訴態度（自白・否認の別、争点の内容）、取り調べるべき証拠の種類・数、通訳の要否等が考えられる。

職業的・家庭的な事情を問わず、幅広い国民層から無作為に裁判員が選ばれ

18）平成22年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料（法103条に基づく年次報告）においても、例えば、実審理予定日数が長くなるに従って、辞退が認められた裁判員候補者の割合が漸増していく傾向があるなど（同資料35頁図表27参照）、審判の期間と裁判員の負担との相関関係をうかがわせるデータが見られる。

るという制度である以上、審判の期間の長さ如何により、裁判員の負担が過重になり得ることは当然であり、審判の期間が、区分審理決定をすべきか否かの検討における出発点となる。

この点、制度施行前に実施したアンケート調査の結果[19]や運用状況に関するデータ等に照らせば、審判の期間が複数週間にわたるような場合には、区分審理決定をすべきかにつき、一応の検討を行うのが相当であろう。

もっとも、裁判員の負担の軽重は、もとより客観的数量化になじむものではなく、併合審理・判決が可能である審判の期間の上限値をあらかじめ想定することは不可能かつ無意味である上、事件の内容や性質等に照らした精神的・心理的負担、情報処理的負担等をも併せ、総合的に考慮する必要があるのであって、結局は、個別事件において、検討すべきことになろう[20]。

また、審判の期間という観点についても、職務従事日数が同一であっても、これを連日的に開廷するのか、或いは、週２、３回の開廷ペースにするのか、といった期日の指定のあり方によって、裁判員の負担は大きく変わり得る。職務従事予定日数に照らし、特に、審判の期間が複数の週にわたることが不可避な場合には、期日の指定のあり方を工夫した上で、なおかつ、裁判員の負担が過重なものとならないかという視点で検討すべきであろう。

イ　その他の裁判員の負担に関する事情

裁判員の負担という意味では、審判の期間による物理的な負担に加え、例えば、死刑求刑が予想される事件等における精神的・心理的負担や、膨大な量の情報を理解・記憶し、それに基づき判断するという情報処理的負担についても併せ考慮する必要がある。

精神的・心理的負担、情報処理的負担を左右する主な因子・関連事情としては、前者に関連するものとして、事件の重大さ（特に、死刑求刑が予想される場

19）平成18年に最高裁判所が実施した「裁判員制度についてのアンケート」の調査結果参照（http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/research.html）。

20）制度施行前の国会答弁も同様の考えに立っている。衆議院法務委員会議事録第５号（平成19年４月10日）６頁、同第17号（同年５月18日）18頁参照。

合等)、取り調べるべき証拠の内容（残虐な写真の有無等)、後者に関連するとものとして、事件数の多寡、個々の事件の複雑さ、事件相互の社会的事実としての連続性、関連性の有無・程度、被告人の応訴態度（自白・否認の別、争点の内容)、証拠の種類・数、各事件の進行状況[21]、通訳の要否等[22] が考えられる。

精神的・心理的負担を軽減するためには、審理（証拠の取り調べ方法等）や評議において裁判員のメンタルヘルスに十分に配慮すべきであり、また、情報処理的負担については、適切な争点・証拠整理や中間評議の活用等の工夫[23]をすべきであるのはいうまでもないが、そうした努力・工夫を前提に、審判の期間をも併せ考慮の上、裁判員の負担が相当程度重くなるようであれば、区分審理決定の活用を考慮すべきであろう。

⑵　犯罪の証明に支障を生じるおそれの有無

２つ目の考慮要素である「犯罪の証明に支障が生じるおそれがあるとき」とは、併合された各事件が相互に補強し合う関係にあり、併合された事件全体を一括して審理しなくては、犯罪事実を証明することが困難である場合等が考えられる。

上記おそれの有無を左右する因子・関連事情としては、①事件相互の社会的事実としての連続性、関連性の有無・程度、②犯行の手口の共通性、特殊性等が考えられるが、これらの事情がある場合でも、当然に「犯罪の証明に支障が

21）例えば、裁判官のみで先行して審理を進めていた事件と、後に追起訴された対象事件とを単に併合する場合には、裁判員裁判の中で、先行事件について刑事訴訟法315条に基づく更新手続を行う必要があり、その場合、先行事件については、基本的には全て書証化された証拠によって判断すべきことになるので、情報処理的な負担は増すことになろう。

22）被告人が外国人で全ての審理につき通訳を介して行う場合には、単に審理時間が物理的に長くなるだけでなく、心証形成の前提となる情報が非連続的に提供されることになるので、情報処理の負担は増す場合もあろう。

23）適切な争点・証拠整理をした上、争点との関連が明らかになるような形でわかりやすい審理を実現することが大前提であるが、種々の疑問を解消しつつ、それまでの審理に基づく中間的な評議を行うなどして、情報過多による消化不良や記憶の減退を防ぐことで、情報処理の負担を軽減することも可能であろう。

生じるおそれ」ありということにはならない点に留意すべきである。すなわち、これらの事情が認められる場合であっても、区分審理決定をすることにより「犯罪の証明に支障が生じるおそれ」が認められない場合も少なからず想定され、その場合には、区分審判及び併合審判における審理のわかりやすさや適切に量刑を行えるような証拠調べのあり方を確保すべく、公判前整理手続の段階から、審理対象や取り調べるべき証拠の振り分け等について十分に検討・協議しておく必要はあろうが[24]、区分審理決定の選択肢自体はなお残されることになる。公判前整理手続の過程で、検察官に立証構造等について釈明を求めるなどした上で、具体的に「犯罪の証明に支障が生じるおそれ」が認められるか否かを検討すべきであり、裁判員の負担が相当程度重くなると予想されるにもかかわらず、単に、事件相互の関連性や犯行手口の共通性があるというだけで、安易に区分審理決定の選択肢を排除することは相当ではない。

⑶　被告人の防御に不利益を生じるおそれの有無

３つ目の考慮要素である「被告人の防御に不利益を生じるおそれ」とは、例えば、併合されたすべての事件について、同一の事実を理由として被告人供述の任意性や責任能力を争っている場合など、被告人側が主張する事項が併合された事件すべてに共通しており、併合された事件を同時に審理しなければ、統一的かつ矛盾のない判断をすることが困難である場合等が考えられる。

24）例えば、比較的近接する日時・場所において、同種の動機・手口で連続的に行われた多数の強姦事件・強姦致傷事件があるような場合は、事件相互の社会的事実としての連続性・関連性はもとより犯行の手口の共通性も認められるであろうが、被告人の応訴態度（自白）や客観的証拠（指紋・残留体液等）等による裏付けにより、事件ごとに別々に審理しても犯罪の証明に何ら支障が生じない場合もあり得る。そのような場合で、かつ、事件数が多数であることなどから、全てを併合審判すると裁判員の負担が相当程度重くなると予想される場合には、区分審理決定を選択することも十分に考えられよう。そして、区分審理決定をする場合には、最終的な量刑上、重要な情状事実となるであろう犯行に至る経緯や動機の点については、全事件に共通することが予想されるため、部分判決にはこの点に関する判断はあえて示さないことして、区分審理においても最小限の審理をするにとどめる一方、併合審判においてこの点に関する証拠を取り調べた上、犯行に至る経緯や動機についての認定を行う、といった審理計画を立てることが考えられる。

上記おそれの有無を左右する因子・関連事情としては、被告人側の主張する事項の共通性・関連性が考えられるが、この点についても、単に、そうした事情が認められるだけでは、「被告人の防御に不利益を生じるおそれ」ありといえるとは限らないので、個々の事案において、そのような主張事項の共通性・関連性により、被告人にどのような防御上の不利益が生じるおそれがあるのかについて、具体的に検討する必要があろう。

⑷　その他相当でないと認められる事情の有無

４つ目の考慮要素は、「その他相当でないと認められる事情」の有無である。その事情としては、例えば、各事件の立証のため、多数の共通する証人を尋問しなければならない場合等、区分して審理すると、証人に過重な負担を強いることになるなど、著しく訴訟経済に反する場合等が考えられる。

また、例えば、複数の併合事件のそれぞれが重大事件であり、最終的に死刑又は無期懲役といった重い求刑が想定される場合で、かつ、いずれも否認事件である場合等には、区分審理決定をした場合には、自分の関与しない区分審判における事実認定に拘束される形で重い量刑判断を迫られることになり、かえって精神的・心理的負担が増すといったことも考えられるから、そのような場合には、審判の期間或いは情報処理といった観点から、裁判員の負担が重くなることが予想される場合であっても、区分審理決定をするのが相当ではないと判断することもあり得よう。

「その他相当でないと認められる事情」の有無を左右する主な因子・関連事情としては、事件相互の立証方法の共通性（特に、証人の共通性）、想定される量刑等が考えられるが、もとより、包括的な要件であり、その他の因子・関連事情もあり得るところである。

いずれにしても、かかる事情の有無については、個々の事案において、検察官・弁護人の意見を十分に聴取した上、裁判員の負担の程度との兼ね合いも慎重に検討して、判断すべきであろう。

⑸　区分審理決定を検討すべき時期について

なお、区分審理決定を検討するに当たっての考慮要素が上記のようなもので

ある以上、区分審理決定をすべきか否かについては、公判前整理手続の過程で、大枠なりとも審理計画の見通しが立ち、裁判員の負担の程度が明らかになった時点となるのが通常であろう。もっとも、区分審理の可能性が少しでもある場合には、その可能性を常に念頭に置きつつ、まずは、争点・証拠の十全な整理や、これを踏まえた審理のあり方の合理化に十分に努めた上で、裁判員の負担の程度等に鑑み、区分審理決定を活用すべきかどうかを判断すべきことはいうまでもない。

4　区分審理決定の活用を検討すべき場合について

以上を前提に、区分審理決定の活用を検討すべき場合について、具体的に検討する。

⑴　区分審理決定の活用が想定される典型的な場合

まず、区分審理決定の活用が想定される典型的な場合としては、下記アないしウの３つが考えられる。

ア　複数の対象事件が相互に独立しており、それぞれの審理に相当期間を要すると思われる場合
イ　非対象事件の事実に争いがあり、多数の証拠調べが必要となる場合
ウ　非対象事件について既に相当の審理が行われており、単に併合すると更新の負担が重い場合[25)]
　a　先行事件が単独事件である場合
　b　先行事件が裁判員を含む合議体の構成員となる裁判官の合議体により審理されている場合

すなわち、上記２の基本的な考え方を踏まえつつ、同３の検討プロセス（図

25）先行事件が単独事件である場合と、構成裁判官の合議体で審理されている場合とでは、前者の場合には、区分審判を行うに当たって刑事訴訟法315条に基づく更新手続が必要になる点において異なるほか、当該単独事件が、異なる国法上の裁判所に係属する場合があり、その場合に別途の考慮を要することになる。

１の①ないし⑤参照）に沿っていえば、上記３つの場合は、いずれも①併合審理をすることが相当であり、②審判の期間（上記ア、イ）や情報処理的負担（同アないしウ）等の観点から併合審判を行った場合の裁判員の負担の程度が重い一方、③、④複数の事件が相互に独立していることなどから（同ア）、犯罪の証明に支障を生じるおそれや被告人の防御に不利益を生じるおそれも認められないから、⑤その他相当でない事由がない限り、区分審理決定の活用を検討すべき場面ということになる。もっとも、こうした典型的な場合であっても、先行事件の受訴裁判所が異なる国法上の裁判所（土地管轄、事物管轄）に属する場合や、先行事件に異なる弁護人が選任されている場合には、別途の考慮が必要となろう。すなわち、前者の場合は、刑事訴訟法８条ないし５条の併合決定をした上で、区分審理決定を行うことが相当かについて検討する必要があろうし、後者の場合には、双方の弁護人の意見を十分に聴取した上、区分審理決定の相当性を検討する必要があろう。

⑵　その他、区分審理決定の活用を検討し得る場合

上記⑴の典型的な場合のほかにも、区分審理決定の活用を検討し得る場面、状況が考えられる。以下、それぞれの場面、状況等について、区分審理決定を活用すべきか否かの判断における考慮要素や分岐点等について、検討することとする（以下で①ないし⑤と記載してある部分は、図１の検討プロセスの①ないし⑤を示すものである。）。

なお、これら場面、状況は、上記⑴の場合とは異なり、区分審理決定を活用する余地があり得るというにとどまるので、その点には留意を要する。

ア　事件数が多数である場合

●　審理期間そのものを見ると、比較的短期間におさまっているものの、審理対象となる事件数が多数或いは多種にのぼるような場合[26]

【検　討】

①基本的には、併合審理すべき事案といえる場合である。また、②裁判員の負担という観点については、審判の期間という意味での物理的な負担は重くな

いものの、情報処理的な負担の観点で裁判員の負担が相当程度に重くなるような場合もあり得る。そのような場合には、③、④、⑤の消極的要件に該当するような事情がない限り、区分審理決定の選択肢を考慮すべきであろう。特に、併合事件の中に単独事件が多数ないし多種含まれている場合には、区分審理決定をした上、それら単独事件を構成裁判官のみの合議体によって区分審判することにより、裁判員の負担の軽減を図ることができると思われるから、積極的にその活用を検討してもよいであろう。

イ　対象事件の追起訴が確実に見込まれている場合

●　対象事件の追起訴が見込まれているが、その時期が相当程度先になる場合[27]

【検　討】

①追起訴の時期が相当程度先になるということで、そもそも、併合審理を行うべきか自体について問題となるケースである。追起訴が確実に見込まれる場合であっても、その余の事件についての主張・争点整理を終え、かつ、追起訴見込み時期以前に、その審理・判決を行うことができるような状況にある場合には、あえて、対象事件の追起訴を待たず（併合せずに）、先行事件についての審理・判決を行うという選択肢もあり得よう[28]。

もっとも、追起訴見込みの事件と先行事件との間に社会的事実としての強い

26）一方、争点が多く事案が複雑であるなど、併合したまま審理を行うと、数か月にわたる審理期間を要する場合であっても、事件相互に関連性が強く、その立証上、併合審理をする必要性が高いときには、裁判員の負担が重くなっても、法71条１項ただし書により、区分審理決定を行うことはできない。

27）通常、先行事件の公判前整理手続ないし審理の過程で追起訴の見込み及びその時期が判明することが多いであろうが、例えば、検察官において、共犯事件で一部共犯者が逃走中であり、それら共犯者を逮捕した上で、捜査を遂げ、共犯者全員を一斉起訴するとの方針を有している場合には、追起訴の見込み自体は確実であるが、その時期は不確定ということもあろう。

28）先行事件が単独事件でごく短期間で審理・判決を終えられる見込みであるような場合には、あえて追起訴を待たずして同事件の審理・判決を先行させるのが相当な場合も多いであろう。

連続性、関連性が認められ、かつ証拠方法にも共通部分がある場合や、先行事件と追起訴見込み事件とを全て併合審理することにより、量刑における刑種が変わり得るといった事情がある場合には、追起訴を待ってでも併合審理を行うことが望ましいとされる場合もあり得るところである。

そのような場合には、対象事件の追起訴がなされた時点で併合決定をした上、②審判の期間、精神的・心理的負担や情報処理的負担等に照らし、裁判員の負担が過重になるような場合には、消極的要件に該当するような事情がない限り、区分審理決定の選択肢を考慮すべきであろう（ただし、すべてを併合審理することにより刑種が変わり得るような場合の中には、④「その他相当でないと認められる事情」ありとされる場合も考えられよう。）。

また、より例外的なケースであろうが、先行事件が複数あり、かつ、その中に対象事件がある上、②それら先行事件だけを見ても、裁判員の負担の観点から、区分審理決定を検討すべき場合もあり得るところである。その場合には、区分審理決定をした上、同決定において併合審判すべきとした事件を残し、その余の区分事件につき審判を行いつつ、対象事件の追起訴がなされた時点で、これを併合し、区分審理決定の変更（法72条２項）を行うといったことも理論的には考えられるであろう。

ウ　主観的併合を伴う場合

主観的併合については、原則として分離するとの基本的な考え方を前提にすれば、区分審理決定の当否という以前に、①併合審理の相当性を検討すべきことになる。もっとも、制度実施後の運用の中で、主観的併合による審判の実例が蓄積されつつある現状に照らし、主観的併合と客観的併合が併存する場合においても、以下のとおり、区分審理決定の活用を検討すべき場面も現実に考えられる。

㈠　複数の被告人につき共通の共犯事件が多数係属しており、そのいずれについても複数の被告人の言い分が合致し、公判でもその状況が変動しないと想定される場合

【検　討】

①主観的併合ではあるものの、例外的に併合審判を検討すべき場面であろうが、係属事件が多数であることから、②審判の期間や情報処理的負担の観点から裁判員の負担が重くなる場合も考えられよう。

その場合、被告人ごとに別々に審判することで裁判員の負担を軽減することができるようであれば（裁判員の負担増の主たる原因が主観的併合にあると認められれば）、被告人ごとに分離して審判を行うのが相当であろう。

一方、例えば、両被告人の証拠関係に重なり合う部分が多いことなどから、主観的に併合しても、それ自体では裁判員の負担が大幅に増えるわけではないようであれば（裁判員の負担増の主たる原因が事件数の多さ等にあると認められれば）、主観的併合を前提に、③、④、⑤の消極的要件に該当するような事情がない限り、区分審理決定を活用するとの選択肢も考えられよう。特に、多数の事件の一部が非対象事件である場合については、区分審理決定の上、非対象事件を構成裁判官のみの合議体で行うことにより、裁判員の負担を軽減することも検討すべきであろう。

㈠　複数の被告人につき共通の共犯事件が複数係属しており、そのうち一部は裁判員裁判対象事件、一部は非対象事件であるところ、対象事件については、複数の被告人の言い分が合致し、公判でもその状況が変動しないと想定されるものの、非対象事件については、いずれも否認しており、その審理に長期間を要すると思われるような場合

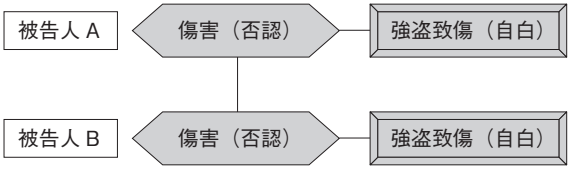

【検　討】

①審理に長期間を要する非対象事件が起訴されていることから、そもそも、主観的併合をすべきかが問題となる場面であり、これをした上で、区分審理決定をする場面は限定的なものになると思われる。

ところで、客観的併合については、加重単一刑の観点から併合審判を原則とするとの立場を前提にすると、上記場合の審理のあり方については、その適否は措くとして、以下の４つの選択肢を想定し得る（客観的に併合する以上、いずれのケースであっても、非対象事件については、法４条１項の決定をする必要がある。）。

a　被告人ごと客観的に併合して審理を行う。

b　すべての事件を併合して、主観的・客観的併合の下で審理を行う。

c　非対象事件については被告人ごとに分離して審判し、対象事件のみを主観的に併合して審判を行う。

d　非対象事件については主観的併合の下で審判し、対象事件については被告人ごとに分離して審判を行う。

ａは、そもそも主観的には併合しないという選択肢であり、最も現実的な選択肢といえよう（非対象事件の関係で裁判員の負担が大幅に増すような場合には、区分審理決定をすることも十分に考えられるであろう。）。

ｂの選択肢は、①主観的併合にかかる基本的な考え方に照らし、適当とはいえない場合が多いものと思われるが、非対象事件における立証方法の共通性（例えば、高齢で遠隔地居住の証人尋問が必要となるような場合等）等に照らし、非対象事件を主観的併合の下で審理する必要性が高いような場合には、主観的・客観的併合しての審判ということも選択肢としてはあり得よう。そして、②その場合には、裁判員の負担が審判期間の面でも、情報処理的負担の面でも重くなることが予想されるので、③、④、⑤の消極的要件に該当するような事情がない限り、区分審理決定を活用するとの選択肢も検討すべきことになろう（非対象事件につき、構成裁判官のみの裁判体で区分審判する方法をとれば、裁判員の負担を相当程度軽減することも可能であろう。）。

ｃの選択肢を採るには、まず、被告人ごとに事件を客観的に併合し（主観的

には併合せずに)、区分審理決定をした上、非対象事件につき区分審判を行って部分判決をし、双方の被告人の関係で部分判決が出そろった時点で対象事件を併合し、併合審判を行うことになると思われる。しかし、そもそも①の観点でｂと同様の問題があるのに、このような複雑な手続をとってまで対象事件を主観的に併合する必要性は想定しがたいばかりか、被告人ごとに作成された部分判決を前提に併合審判を行う裁判員の負担も重くなるであろうから、その意味でも不相当であり、ｃの選択肢は、現実には採り得ないであろう。

ｄの選択肢を採るには、全事件を主観的・客観的に併合し、区分審理決定をした上で、主観的併合の下で非対象事件の区分審判を行って部分判決を作成した後、対象事件を（主観的に）分離して、被告人ごとに審判することになるものと思われる。ｃの選択肢と同様、あえてこのような複雑な手続をとる必要がある場面がどの程度あるのかは疑問であるが、非対象事件を主観的併合の下で審理する必要性が特に高いような場合には、②裁判員の負担の観点で特に問題になるものではないと思われ、③、④、⑤の消極的要件に該当するような事情がない限り、区分審理決定を活用するとの選択肢も一応は検討し得るであろう。

(ウ) 複数の被告人につき共通の対象事件である共犯事件が１件係属しているほか、被告人の一部についてのみ、比較的軽微な単独事件が相当数係属しているが、上記対象事件と単独事件の重大性の相違に照らすと、当該一部の被告人についても、上記対象事件が量刑を定めるに当たり、中心的に考慮されることが想定される場合

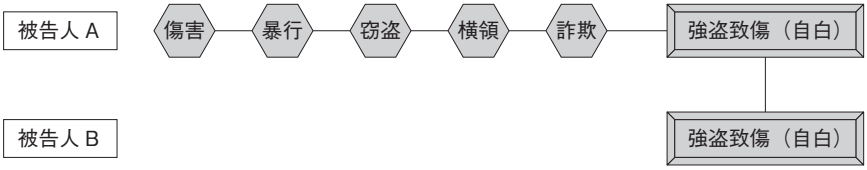

【検　討】

①そもそも、主観的併合をすべきかが問題となる場面であろう。全ての事件を主観的・客観的に併合した場合に想定される量刑判断の負担等を考慮すると、主観的併合は基本的に不適当であろう。もっとも、対象事件について、立証方法の共通性等に照らし、同事件を主観的併合の下で審理する必要性が高いような場合には、対象事件について主観的に併合して審判すべく、全事件を主観的・客観的に併合するということも考えられよう。そして、その場合、②比較的軽微とはいえ、単独事件の数が相当数に上る場合には、全て併合したまま審判すると裁判員の負担が重くなり過ぎるということもあり得るので、その場合には、全事件を併合し、区分審理決定をした上で、一部被告人のみについて起訴された非対象事件につき区分審判を行い、対象事件について主観的併合の下で審判を行うとの選択肢も考えられよう。

エ　重要な証拠方法の取り調べ時期に制約があるような場合

●　複数の事件の一部の立証に不可欠な証人につき、一定時期を過ぎると証人としての出頭確保に困難を来すことが予想される場合[29]

【検　討】

①併合に関する基本的な考え方を前提とすれば、客観的に併合して審判すべき場合といえよう。もっとも、それら事件について争点・証拠整理を終えてからでも立証上の支障を来すことがないような場合には問題がないが、上記設例のように、全事件について争点・証拠整理及び審理計画の策定を経て、一括した審判を行おうとすると、一部事件につき、立証に支障を来し得る場合もあり得る。そのような場合には、あくまでも、②併合審判した場合の裁判員の負担の程度や、③、④、⑤の消極的要件の該当性如何ではあるが、それらの要件上問題がなければ、区分審理決定を行い、当該事件につき区分審判を行うという形で、あり得べき立証上の支障を回避することも可能になり得るであろう。

29）海外赴任が予定されている証人のほか、出所予定の受刑者や退去強制処分を受ける見込みの外国人の証人の場合等が考えられる。

もっとも、上記のような立証上の支障は、その立証方法が証人である場合には、刑事訴訟法226条、227条による期日外の証人尋問の活用も考えられるところであるから、区分審理決定をするか否かについて判断するについては、かかる期日外の証人尋問の活用の可能性をも検討する必要があるであろう。

オ　事後的な事情変更が生じた場合

極めて例外的なケースであろうが、ａ裁判員裁判の途中で対象事件の追起訴が行われた場合、ｂもともと複数の事件を併合したまま裁判員裁判を行っていたが、事前に想定し得なかった事情により、審理計画を大幅に変更せざるを得なくなった場合等、事後的な事情変更が生じた場合にも、区分審理決定の活用の可能性を検討すべき場面が一応考えられる。いずれの場合も、終局判決をする予定で審理を進めていく途上で、事後的に区分審理決定をし、終局判決ではなく、部分判決をするという運用ができるかどうかが問題となる。

実務上、希有な場合であると思われるため、ここでは詳細な検討は差し控えるが、ａの場合には、原則的には、既に進行中の事件は当初の予定どおり終局判決に至らしめた上、後行の事件について、別途、しかるべき手続を経て、別途の終局判決をするのが相当であると思われるものの、先行事件及び追起訴に係る対象事件の事案の概要等に照らし、これらを併合審判した場合に刑種が変わり得るなど、併合審判を相当とする特段の事情がある場合には、客観的に併合した上、進行中であった裁判員裁判のそれまでの手続を無駄にしないよう、区分審理決定をした上、進行中の事件につき区分審判を行い、（当初予定していた終局判決にかわり）部分判決を行った上で、追起訴事件について、公判前整理手続を経て、併合審判を行うといった選択肢も一応考え得る。

また、ｂの場合には、公判前整理手続において、適切に争点・証拠整理を行った上で、審理計画を立てることがまずもって重要であり、その上で、若干の余裕を見込んだ審理日程を組めば、そもそも設例のような事態が発生することを避けられることはいうまでもないが、そのような準備を遺漏なく進めてきたにもかかわらず、なお不測の事態によりこれを変更せざるを得ない場面も皆無とはいえないであろう。例えば、対象事件３件（Ａ事件、Ｂ事件、Ｃ事件）を

併合審判するとの前提で公判前整理手続を行った上、裁判員を含む合議体により審理を始めたところ、Ａ事件については審理計画どおりに審理を行うことができたが、Ｂ事件の審理中に、不測の事態[30]が生じ、当初の審理計画を大幅に変更せざるを得ず、職務従事予定期間内に上記３件の審判を完了することがもはや不可能となってしまったような場合には、既に行われた手続を無駄にしないためにも、区分審理決定の活用を検討することも考えられる。上記の例でいえば、当初予定した職務従事予定期間の範囲内でＡ事件及びＢ事件については審判を終えられるものの、Ｃ事件の審理は行う時間を確保することができないということになれば、その時点でＡ事件及びＢ事件を区分事件とする区分審理決定をした上、当初予定していた終局判決に変えてＡ事件・Ｂ事件についての部分判決をし、Ｃ事件との関係で新たに裁判員を選任し直した上で併合審判をするとの選択肢を検討することも極めて例外的ではあるが考えられよう[31]。

30）例えば、証人尋問における証人の供述により、公判前整理手続段階では想定し得なかった争点が浮上し、その点に関する争点整理、証拠調べが不可欠となったといった事態が考えられる。

31）このような事例において、区分審理決定を活用しないとすれば、同一の裁判体が審理予定や職務従事予定期間の変更にもかかわらず、その審理に立ち会い、審判することとするか、別の裁判員を選任することを前提に、既に行った手続について刑事訴訟法315条による通常の更新手続を行った上で、残余の審判を行うかのいずれかを選択せざるを得ない。審理計画及び職務従事予定期間の変更がそれほど大幅なものでない場合には、まずは、裁判員に対し、変更後の審理に参加に協力してもらえないか、その可能性を探った上、協力を得られるようであれば、裁判員及び当事者の都合を踏まえ、新たな期日を指定するなどして、前者の選択肢を採用することを検討すべきであろう。一方、審理計画及び職務従事予定期間の変更が大幅である場合には、定まった審理日程を前提に選任された裁判員に、審理計画変更後の審理への立会いを期待することは現実的ではないし、裁判員の負担の観点からも相当ではなかろう。また、後者の選択肢については、既に行った手続が通常の更新手続という形でしか引き継がれないとすると、手続的な無駄が多くなり、訴訟経済上問題である上、新たに選任される裁判員の負担も重くなるであろうと予想され、その意味でも相当性を欠くと思われる。全事件について終局判決をするまではできないにしても、既に行った手続を最大限に生かす方法として、区分審理決定の活用を検討すべき局面もあろう。

第４　おわりに

区分審理制度は、幅広い国民の参加を得て行われる裁判員制度の導入に伴い、裁判員の負担を軽減しつつ、公正かつ適切な審理及び判断を実現するための方策として新たに導入されたこれまでに類を見ない制度である。同制度については、区分審理における審理対象や「関連情状事実」（法78条３項１号）の意味等、解釈上なお検討すべき論点が少なからずある上、現時点においてはその実践例もわずかであり、今後、解決すべき運用上の課題も少なくない。そうした運用上の課題の中には、情状事実の振り分け（区分事件審判と併合事件審判でそれぞれどのような情状事実を審理対象とすべきか。）、併合事件審理における公判手続の更新の時期・方法、部分判決及び併合判決の記載の在り方、区分審理決定を活用した場合における裁判員の選任の在り方（選任予定裁判員の選任の活用の当否も含む。）等、手続の各段階における種々の課題が含まれている。本稿で検討したとおり、区分審理制度は、例外的な運用ではあるものの、客観的併合を伴う複雑・困難事件等においてこれを活用すべき場面も相当程度あると考えられる以上、これら運用上の課題についても、実践的な検討・検証を深めていく必要があろう。制度の趣旨を踏まえつつ、創意工夫に基づいた実践例が積み重ねられることにより、区分審理制度の運用、ひいては、裁判員裁判全体の運用が一層改善されることを期待したい。